

通所型サービス C（短期集中型通所介護）事業の基本方針、人員、設備及び運営に関する基準について

## 1 基本方針

通所型サービス C（短期集中型通所介護）は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、ケアマネジメントの結果、日常生活動作及び手段的日常生活動作の改善に向けた支援が必要な場合について、質の高いサービスを短期集中的に提供することにより、利用者の日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個別性に応じて通所指導と訪問指導を 30 回以内で組み合わせながら、原則として 3 か月から 6 か月程度の期間内において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションの視点を踏まえた機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能及び生活機能の維持・改善を図り、更にはサービス終了後においても、地域の通いの場や社会参加等により、主体的に健康づくりや介護予防に取り組むことで自立した生活を送り続けることができる支援を図るものとする。

## 2 人員に関する基準

### (1) 従事者の員数

ア 通所型サービス C（短期集中型通所介護）を行う者が当該事業を行うために置くべき従事者及びその員数は、次のとおりとする。

#### ① 通所指導

a 従事者 通所型サービス C（短期集中型通所介護）の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該通所型サービス C（短期集中型通所介護）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が、利用者の数が 15 人までの場合にあつては 1 以上、利用者の数が 15 人を超える場合にあつては利用者 1 人当たりにつき必要と認められる数

b 機能訓練指導員 1 以上

#### ② 訪問指導

訪問指導の提供にあたる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 1 以上

イ 通所型サービス C（短期集中型通所介護）事業者は、通所型サービス C（短期集中型通所介護）の単位ごとに、上記①の a の従事者を、常時 1 人以上当該指導に従事させなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、同一敷地内の他の事業に従事することができるものとする。

ウ 上記①の a の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の回復を図るための訓練を行うものとし、利用者の処遇に支障がない場合は、同一敷地内の他の事業に従事することができるものとする。

エ 上記②の訪問指導の実施については、指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第 76 条第 1 項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第 79 条第 1 項に規

定する指定介護予防リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)又は指定介護予防訪問看護事業者(指定介護予防サービス等基準第63条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。)又はその他リハビリテーション団体等に一部委託して実施することができるものとする。

オ 上記イの訪問指導の提供にあたる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、利用者の処遇に支障がない場合は、同一敷地内の他の事業に従事することができるものとする。

## (2) 管理者

通所型サービスC(短期集中型通所介護)事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

## 3 設備に関する基準

(1) 通所型サービスC(短期集中型通所介護)事業所は、通所指導の提供に必要な場所並びに事業運営を行うために必要なその他の設備及び備品を設けなければならない。

(2) 通所指導を提供するために必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

## 4 運営に関する基準

### (1) 個別計画の作成

ア 通所型サービスC(短期集中型通所介護)の管理者は、訪問指導の提供にあたる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と連携し、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスC(短期集中型通所介護)の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスC(短期集中型通所介護)個別計画を作成するものとする。

イ 通所型サービスC(短期集中型通所介護)個別計画は、介護予防サービス・支援計画の内容に沿って作成しなければならない。

### (2) 記録の整備

ア 通所型サービスC(短期集中型通所介護)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

イ 通所型サービスC(短期集中型通所介護)は、利用者に対する通所型サービスC(短期集中型通所介護)の提供に関する次の①から④に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

① 通所型サービスC(短期集中型通所介護)個別計画

② 提供した具体的なサービスの内容等の記録

③ 苦情の内容等の記録

④ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録